

新型コロナウイルス感染症が疑われる場合の
対応フロー

【重要】 下記「感染の疑い」に該当する事案が発生した際には、
速やかに学校に連絡してください。

感染の疑い

① 本人に感染が疑われる症状※1がある場合

【対応】出席停止 感染が疑われる症状がある方は、医療機関を受診する。
受診しない場合は、症状軽快し、解熱剤を使用せずに平熱が24時間続いていることを確認するまで。

※1 「感染が疑われる症状」とは、急性発症で、発熱、倦怠感、咽頭痛、咳、鼻水、頭痛、下痢等の風邪症状をいう。花粉症や喘息など持病による症状は除く。

※2 「症状軽快」とは、発熱・倦怠感・咽頭痛が治まっていて、全体に症状改善傾向のこと。

② 本人が感染者と接触の可能性のある場合（同じ学級や部活動に感染者がいるとき）

【対応】出席停止 ア 風邪症状がない場合は、濃厚接触者にならないと明確になる日まで、またはPCR検査結果陰性を確認するまで
イ 風邪症状はあったが、抗原検査・PCR検査結果が陰性だった場合は、症状軽快し解熱剤を使用せずに平熱が24時間続いていることを確認するまで

③ 本人が濃厚接触者に特定された場合

【対応】出席停止 ア 感染者と最後に濃厚接触した日の翌日から起算して2週間
イ 感染者が自宅療養の場合は、保健所の指示に従う

④ 同居の家族等が濃厚接触者に特定された場合

【対応】出席停止 同居家族のPCR検査陰性が確認されるまでの間
※同居家族がPCR検査陽性の場合は本人が濃厚接触者となる（③へ）

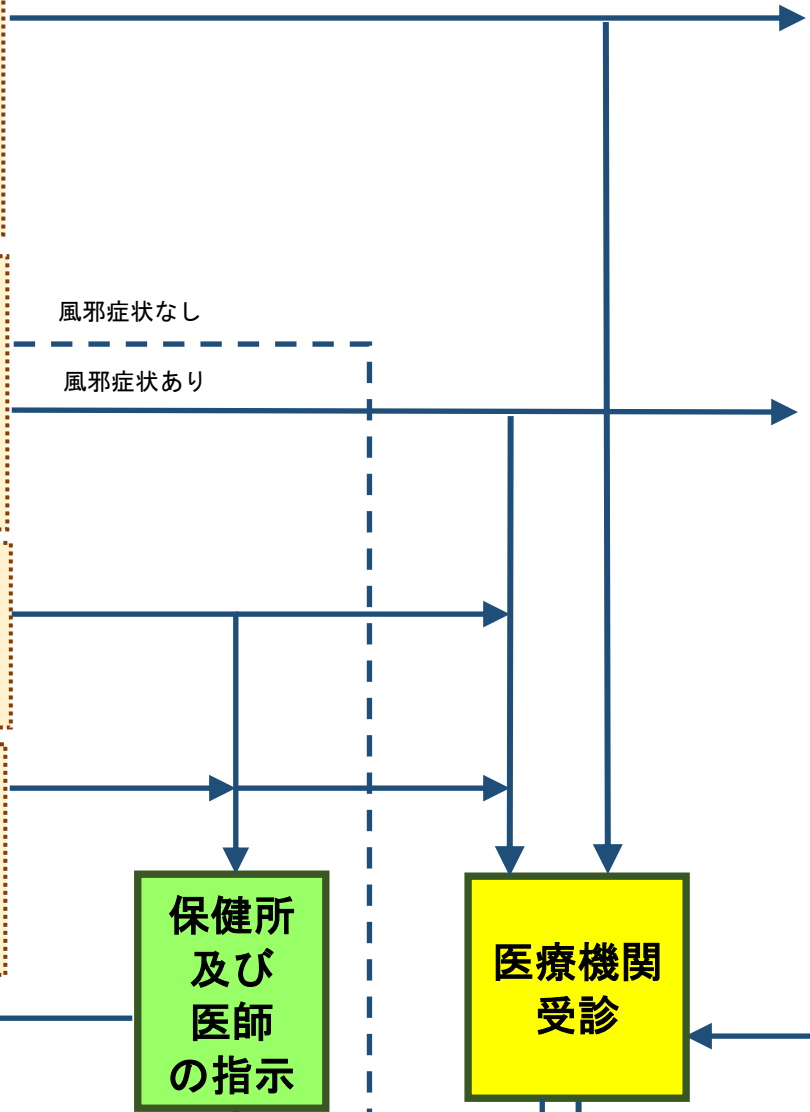
以下のいずれかの症状があるときは、かかりつけ医へ、かかりつけ医がない場合は、「静岡県発熱等受診相談センター」へ連絡する。

- 発熱や咳など比較的軽い風邪症状が続いている
- 強いだるさ（倦怠感）
- 息苦しさ（呼吸困難）
- 高熱等の強い症状

「静岡県発熱等受診相談センター」
電話 050-5371-0561、050-5371-0562
平日 8時30分から17時15分
上記以外の時間（土曜日・日曜日・祝日を含む）は050-5371-0561へ

発熱の症状がない方の一般相談は以下をご利用ください。
厚生労働省の新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口
フリーダイヤル、9時～21時
電話：0120-565653

静岡県庁の専用相談ダイヤル
平日 8時30分～17時15分
電話：054-221-8560



PCR検査・抗原検査

保健所
及び
医師
の指示

医療機関
受診

《陽性》
【対応】保健所の指示に従い、感染症指定病院に入院および自宅療養。

回復
病院及び保健所の指示に従い療養する。健康状況に異常がなければ、学校に電話で報告の上、登校する。

《陰性》
【対応】・児童生徒：解熱剤を使用せずに、発熱・倦怠感・咽頭痛等の風邪症状がないことを24時間確認する。（①・②イ）
・同居家族の陰性が確認されるまで。（④）
・感染者と最後に濃厚接触した日の翌日から起算して2週間自宅待機。（③ア）
・上記期間経過後、健康状況に異常がなければ、学校に電話で報告の上、登校する。

《感染の疑いなし》
【対応】・受診した医療機関の医師の指示に従う。（①・②イ）
・主要症状がなくなるまで
・同居家族の陰性が確認されるまで。（④）

《感染の疑いなし》
【対応】濃厚接触者に特定されないと明確になる日またはPCR検査結果陰性を確認するまで自宅待機。（②ア）